

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）

補助金交付要綱の一部を改正する要綱

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成27年10月29日付け27地福第1169号）の一部を次のように改正する。

別表外国人介護留学生奨学金給付等支援事業の項を次のように改める。

外国人介護留学生奨学金給付等支援事業	令和7年11月17日付け社援基発1117第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び平成31年4月1日付け31地福第220号福祉局長通知の「外国人介護留学生奨学金給付等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	介護福祉士資格の取得を目指す留学生1人につき下表のとおり	介護事業所を運営する法人が、介護福祉士資格の取得を目指す留学生に対し支給する奨学金等に要する下表の経費	介護事業所を運営する法人	1/3							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>経費</th> <th>基準額</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本語学校</td> <td>学費 居住費などの生活費※1</td> <td>50,000円 月額 30,000円 月額</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士養成施設</td> <td>学費 入学準備金 就職準備金 介護福祉士試験受験対策費用 居住費などの生活費※1</td> <td>50,000円 月額 200,000円 1回限り 200,000円 1回限り 40,000円 1回限り 30,000円 月額</td> <td>正規の就学期間※2</td> </tr> </tbody> </table>			対象	経費	基準額	対象期間	日本語学校	学費 居住費などの生活費※1	50,000円 月額 30,000円 月額
対象	経費	基準額	対象期間									
日本語学校	学費 居住費などの生活費※1	50,000円 月額 30,000円 月額	1年以内									
介護福祉士養成施設	学費 入学準備金 就職準備金 介護福祉士試験受験対策費用 居住費などの生活費※1	50,000円 月額 200,000円 1回限り 200,000円 1回限り 40,000円 1回限り 30,000円 月額	正規の就学期間※2									

※1)家賃の他、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。  
 なお、補助事業者が1年度で360,000円を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合は、以下①②のとおり基準額の加算を行う。  
 ①月20,000円の加算  
 ②入居に係る初期費用等について、該当月(1回／年度)に限り、月50,000円の加算  
 ※2)病気等真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した場合は対象期間に含める。

別表外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業の項を次のように改める。

外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業	令和7年11月17日付け社援基発1117第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和2年8月12日付け2高福第698号福祉局長通知の「外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	1事業所当たり 300千円	外国人介護人材と日本人職員や介護サービス利用者との相互間のコミュニケーション支援に資する取組、外国人介護人材の介護福祉士の資格取得に必要な取組、及び外国人介護人材の生活支援に必要な取組に必要な次の経費  賃金、報償費、諸手当、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費	介護事業所を運営する法人	2/3

別表外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）の項を次のように改める。

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）	令和7年11月17日付け社援基発1117第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和5年9月12日付け5高福第2704号福祉局長通知の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）実施要綱」に基づき実施する事業	(1)日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備 候補者1人当たり 150千円 (ただし、年度途中から就労を開始する者や帰国等する者については、就労実態に応じて補助基準額を月割りすることとし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。)	就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する次に掲げる経費  報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る。）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	介護事業所を運営する法人	10/10
		(2)喀痰吸引等研修の受講 候補者1人当たり 75千円	就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生労働省令第49号）附則第13条第1号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修）の受講に要する次に掲げる経費  旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金、受講料に限る。）		
		(3)研修を担当する者の活動 1 受入施設当たり 60千円	外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する次に掲げる経費  諸手当（受入施設の研修担当者にかかるものに限る。）		

別表外国人介護人材技能向上研修事業の項を次のように改める。

外国人介護人材技能向上研修事業	令和7年11月17日付け社援基発1117第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和5年9月12日付け5高福第2704号福祉局長通知の「外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1)介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施 研修1日あたり 250千円	県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上することを目的とした集合研修等の実施に要する次に掲げる経費  給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	介護福祉士養成施設を運営する法人、介護分野の専門性を有する団体	10/10
	(2)外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施 研修1日あたり 250千円	外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的とした外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修の実施に要する次に掲げる経費  給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）			
	(3)研修講師の養成研修の実施 研修1日あたり 250千円	上記(1)又は(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的とした当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するための研修の実施に要する次に掲げる経費  給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）			

別紙様式1（外国人介護人材技能向上研修事業費補助金）の別紙様式1－1を次のように改める。

別紙様式1－1								
所要額調書								
団体名_____								
種別	総事業費 A 円	寄付金その他 の収入額 B 円	差引事業費 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基準額 E 円	選定額 F 円	補助基本額 G 円	補助所要額 H 円
集合研修等			0					
受入施設等職員 対象研修			0					
講師養成研修			0					
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

1 A～G欄には、別紙様式1－1（2）の各合計額を転記すること。  
2 H欄には、G欄の金額の千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。  
3 H欄の合計が要綱第2第3項（3）に定める金額を超えるとき、別紙様式1に記載する補助金申請額は同項に定める上限額とする。

この要綱は、令和7年12月5日に施行し、令和7年4月1日から適用する。